

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十八号

平成二十七年五月二十九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君

理事 田中 良生君 理事 三原 朝彦君

理事 八木 哲也君 理事 中根 康浩君

理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

理事 石川 昭政君 理事 大見 正君

理事 岡下 昌平君 理事 梶山 弘志君

理事 勝俣 孝明君 理事 神山 佐市君

理事 神田 憲次君 理事 黄川田仁志君

理事 佐々木 紀君 理事 塩谷 立君

理事 白石 徹君 理事 関 芳弘君

理事 武村 展英君 理事 富樫 博之君

理事 野中 厚君 理事 福田 達夫君

理事 細田 健一君 理事 堀内 詔子君

理事 宮崎 政久君 理事 務台 俊介君

理事 若宮 健嗣君 理事 小川 淳也君

理事 神山 洋介君 理事 小宮山泰子君

理事 篠原 孝君 理事 田嶋 要君

理事 渡辺 周君 理事 落合 貴之君

理事 木下 智彦君 理事 國重 徹君

理事 中川 康洋君 理事 藤野 保史君

理事 真島 省三君 理事 野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君

經濟産業副大臣 山際大志郎君

經濟産業大臣政務官 関 芳弘君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 森 健良君

政府参考人 (經濟産業省通商政策局長) 鈴木 英夫君

政府参考人 (經濟産業省製造産業局長) 黒田 篤郎君

政府参考人 (特許庁長官) 伊藤 仁君

政府参考人 (特許庁総務部長) 堂ノ上武夫君

参考人 (キヤノン株式会社取締役・知的財産法務本部長) 長澤 健一君

参考人 (日本労働組合総連合会総合政策局長) 川島 千裕君

参考人 (三鷹光器株式会社代表取締役) 中村 勝重君

参考人 (アインゼル・フエリックス・ラインハルト) アインゼル・フエリックス・ラインハルト

参考人 (経済産業委員会専門員) 乾 敏一君

委員の異動 五月二十九日

大見 正君 補欠選任 務台 俊介君

福田 達夫君 神田 憲次君

細田 健一君 堀内 詔子君

近藤 洋介君 小宮山泰子君

渡辺 周君 小川 淳也君

國重 徹君 中川 康洋君

同日 補欠選任

神田 憲次君 福田 達夫君

堀内 詔子君 細田 健一君

務台 俊介君 大見 正君

小川 淳也君 渡辺 周君

小宮山泰子君 近藤 洋介君

中川 康洋君 國重 徹君

五月二十八日

原発からの速やかな撤退で原発ゼロに関する請願(藤野保史君紹介(第二二七七号))

同(真島省三君紹介(第二二七八号))

原発ゼロを直ちに決断することに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第二二七九号))

同(池内さおり君紹介(第二二八〇号))

同(梅村さえこ君紹介(第二二八一号))

同(大平喜信君紹介(第二二八二号))

同(笠井亮君紹介(第二二八三号))

同(穀田恵二君紹介(第二二八四号))

同(齊藤和子君紹介(第二二八五号))

同(志位和夫君紹介(第二二八六号))

同(清水忠史君紹介(第二二八七号))

同(塩川鉄也君紹介(第二二八八号))

同(島津幸広君紹介(第二二八九号))

同(田村貴昭君紹介(第二二九〇号))

同(高橋千鶴子君紹介(第二二九一号))

同(畑野君枝君紹介(第二二九二号))

同(畠山和也君紹介(第二二九三号))

同(藤野保史君紹介(第二二九四号))

同(堀内照文君紹介(第二二九五号))

同(真島省三君紹介(第二二九六号))

同(宮本岳志君紹介(第二二九七号))

同(宮本徹君紹介(第二二九八号))

同(木村伸子君紹介(第二二九九号))

原発からの撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願(藤野保史君紹介(第二三〇〇号))

同(真島省三君紹介(第二三〇一号))

は本委員会に付託された。

五月二十九日

原発再稼働中止を求める意見書(埼玉県嵐山町議会(第二五七四号))

原発の再稼働に反対する意見書(福岡県苅田町議会(第二五七五号))

高浜原発再稼働の中止を求める意見書(滋賀県守山市議会(第二五七六号))

高浜三・四号機再稼働にあたり、慎重な安全対策を求める意見書(兵庫県加東市議会(第二五七七号))

電源立地地域対策交付金の内給付金交付助成事業に係る交付限度額算定対象地域の見直しを求める意見書(愛媛県八幡浜市議会(第二五七八号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○江田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、キヤノン株式会社取締役・知的財産法務本部長長澤健一君、日本労働組合総連合会総合政策局長川島千裕君、三鷹光器株式会社代表取締役中村勝重君、アインゼル・フエリックス・ラインハルト君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

いたしました。

○江田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。
藤野保史君

○藤野委員 私は、日本共産党を代表して、特許法等の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

本法案は、職務発明に係る特許を受ける権利の原始的な帰属先を、発明を行った従業者から使用者へと百八十度転換しようとするものであり、容認できません。

特許法第二十九条は、産業上利用することができる発明をした者は、その発明について特許を受けることができる」と規定しています。この条項に照らし、我が国ではこれまで、職務発明について原始発明者帰属の立場をとってきました。

そもそも、二〇〇四年改正後の判例の蓄積もほとんどない中で、法改正を行わなければならない立法事実はありません。

にもかかわらず、職務発明規程を改正するのは、産業界の長年の要求に応え、原始使用者帰属へと権利主体を変えるためです。まさに、安倍政権が進める企業が世界で一番活躍しやすい国づくりのために、発明者の権利を奪うものにはかたまりません。

経団連を初めとする産業界が原始使用者帰属を要求してきた理由は、企業同士の共同研究や大学等の研究機関との産学連携の拡大、グローバルな企業再編を進める多国籍企業にとつて、現行制度は業務負担が大きく、訴訟リスクが高いというものです。それを解決するために、職務発明を原始使用者帰属とし、発明者への報奨水準は企業に委ね、法定対価請求権をなくす。企業の予見可能性を高めるために、司法判断は排除せよと主張してきたのです。

先ほど大臣も答弁されましたが、本法案によつてもなお、特許法の原則は原始発明者帰属であることは間違いありません。ところが、特許庁は、

原則、例外という言い方は使っていないなどと、この原則を認めることをかたくなに拒みまし。これは、産業界の主張を無批判に受け入れ、発明者の権利を奪うものです。

さらに、質疑の中で、産業構造審議会の特許制度小委員会の議論の流れの不自然さも明らかにになりました。審議はまだ尽くされておりません。

すぐれた職務発明は、使用者と従業者、研究者の共有、協働の中で生み出されます。発明者の知的創造に報い、適切な報奨を付与することにより、発明を奨励し、我が国産業全体を発展させる道にこそ進むべきであることを最後に指摘し、反対討論いたします。(拍手)

○江田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○江田委員長 これより採決に入ります。内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本先に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○江田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、鈴木淳司君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党及び公明党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中根康浩君

○中根(康)委員 民主党の中根康浩でございます。ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

て適切な措置を講ずべきである。

一 職務発明制度の見直しについては、従業者と使用者の双方の発明のインセンティブの向上という本見直しの目的を含め、本改正内容について広く国民に対し周知徹底を図るとともに、特に中小企業における職務発明規程の整備に係る相談・支援体制の充実を図ること。

二 職務発明制度に係る相当の利益については、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利となるよう保障すべく、「指針」において企業による従業者等の研究開発に係るインセンティブを高めるための創意工夫が生かされるよう具体例等を例示すること。また、同指針の策定に当たっては、策定に係る検討メンバーに労使代表をはじめ幅広く関係者を参加させるとともに、職務発明制度に係る苦情処理のあり方等について明示するなど、企業の予見可能性と従業者等の処遇との均衡を図るよう適切な措置を講ずること。さらに、今後の経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のインセンティブへの影響など本法の運用について、適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

三 特許料等の引下げ及びPCT国際出願の料金体系の見直しについては、特許権等の取得・維持に係る中小・小規模企業等の負担軽減が我が国企業の国際競争力及び知財戦略の一層の支援強化を図る上で重要性に鑑み、附則の見直し期間にかかわらず施行状況を見つつ、適宜検討・見直しを行うこと。

四 特許特別会計において、収支バランスを適切に確保することが重要であることに鑑み、これまでの特別会計改革の議論や会計検査院の指摘を踏まえ、今後とも、可能な限り利用者等の負担軽減に務めるとともに、特許料等のあり方について、適宜、柔軟な見直しを行うこと。

五 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小

企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を志向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、宮沢経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。宮沢経済産業大臣。

○宮沢国務大臣 ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○江田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江田委員長 次回は、来る六月三日水曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時六分散會